

(案)



こどものこえを聴き、
こどものしあわせをいちばんに考える

『みんなでつくる

“こどもまんなか”

やおのまち』



八尾市こども計画

2025年3月

八尾市

計画本編・こども版については
こちらをご覧ください。

計画本編

こども版

二次元
コード

二次元
コード

計画策定の趣旨

令和5年(2023年)4月に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすこととなり、市町村は、こども大綱と都道府県の計画を勘案し、こどもや子育て当事者の意見を反映した「市町村こども計画」を策定することが努力義務とされました。

本市では、「八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)」の計画期間が終了することに伴い、国や大阪府の動向を踏まえ、これまでの取り組みを活かしながら、こどもや子育て当事者のこえを聴き、こどもを主体とする社会をめざし、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までを計画期間とする、「八尾市こども計画」を新しく策定します。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、下記の計画と一体のものとして策定します。

八尾市こども計画と一体のものとする計画

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
- 成育医療等基本方針に基づく「母子保健計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」

基本理念

こどものこえを聴き、こどものしあわせをいちばんに考える

『みんなでつくる“こどもまんなか”やおのまち』



※本計画の「こども」とは、子どもだけでなく概ね39歳までの若者を含みます。
※「聴く」とは、耳から自然にはいる声を聞くだけでなく、表情や気持ちと向き合い、こころの声も聴くことです。



こどもにとって最もよいことが何かを考え、こどものことをまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、一人ひとりの意見を聴き、その意見を施策に反映する取り組みを市全体で推進します。

すべてのこども施策において、こどもの幸せを最優先に考えるとともに、子どもの権利を尊重する視点に立った取り組みを行います。

取り組みの推進にあたっては、関係する行政機関だけでなく、子育て支援等に取り組む団体・個人など地域で活動する多様な主体とも連携・協働して、途切れることのないこども施策を展開します。

基本的な視点

基本理念の実現に向けた計画を推進する横断的な考え方として、**7つの視点**で取り組みを進めます。

視点1 「子どもの権利を考える」

こども基本法の精神にのっとり、引き続き、こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重するとともに、子どもの権利を保障し、こどもの最善の利益を図ります。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の4つの柱

生きる権利

第2条 差別の禁止

差別のないこと



育つ権利

第3条 子どもの最善の利益

子どもにとって
最もよいこと

子どもの
最善の利益



守られる権利

第6条 生命、生存及び 発達に対する権利

命を守られ
成長できること



参加する権利

第12条 子どもの意見の尊重

意見を表明し
参加できること



視点2 「こどものこえを聴く」

こどもの最善の利益を考え、こどもを主体としてこどもや子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながらまちづくりをともに進めます。

また、聴いた意見を施策等へ反映することで、こどもの社会参画を図ります。



視点3 「こどもの成育環境をまもる」

国では、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に進めることが示されました。本市においても良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこどもが幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう支援します。



視点4 「途切れることなく支援する」

こどもや子育て当事者を取り巻く地域、学校園、子育て支援事業者等の気づきを受け止め、予防的な支援を展開していくとともに、切れ目なく重なり合う寄り添い支援が提供できるよう包括的な相談支援体制のさらなる強化を図ります。重なり合うというのは、時間軸としての重なりと、相談機関等の支援の重なりの方の意味があります。



視点5 「こどものチャレンジを応援する」

若い世代が夢や希望をもてるよう生活の基盤の安定を図るとともに、夢の実現に向けたこどものチャレンジを応援します。



視点6 「こどもがつながる居場所をつくる」

自己肯定感や自己有用感を高め、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、こどもの視点に立ったつながれる居場所をつくります。

また、児童分野に限らない高齢者の居場所など既存の取り組みを活用することで、多様な居場所づくりを進めます。



視点7「地域全体でこどもや子育て当事者を支える」

地域住民、企業、社会福祉法人等のさまざまな主体とともに、既存資源のより有効な活用方法の検討や新たな地域資源の開発を進め、地域全体でこどもや子育て当事者を見守り支える体制をつくります。

このような体制をつくることで、支援が重なり合い、他の支援とつながっていることで、誰ひとり取り残さない支援を実現します。

これら7つの視点をもち、行政だけでなく地域や企業、社会福祉法人、NPOとも連携しながら、オール八尾市でさまざまな取り組みを進めます。



施策体系

〔基本方向〕

1 こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います

2 ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します

3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

4 幼児教育・保育、地域子育て支援の確保と充実を図ります

〔重点事項〕

- (1) こどもの視点で考える社会づくり
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
- (3) 途切れることのないこどもへの支援
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (5) 多文化共生の推進
- (6) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (7) 児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援
- (8) こどもの心身の安全を守る取り組み

- (1) 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり
～子どもの誕生前から幼児期～
- (2) 子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～
- (3) 若者が希望をもち自立・チャレンジできる環境づくり
～青年期～

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援の充実
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (4) ひとり親家庭等への支援

第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画

基本方向 1

こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います

市の施策を推進するあたり、「こどもにとって最善の利益」という視点に立ち、こどもの意見を反映できる仕組みを設け、こどもが社会参画できる取り組みを検討します。

また、こどもが安心して過ごし成長できる環境を整え、必要な支援が行えるよう地域、学校・園、家庭、企業等が連携・協働して取り組みを進めます。



令和11年度
(2029年度)

めざす姿

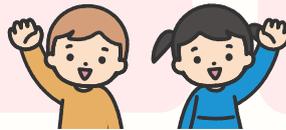
こどもの意見が取り入れられたり、こどもの視点で考えられたまちづくりが実現していると思う市民の割合

目標
70%

(1) こどもの視点で考える社会づくり

【これからの方向性】

- ① 子どもの権利に関する普及啓発
- ② こどもの意見表明の機会づくり
- ③ こどもの意見を反映する仕組みづくり



(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

【これからの方向性】

- ① こどもまんなかまちづくり
- ② こどもが活躍できる機会づくり
- ③ こどもが安心して過ごせる居場所づくり
- ④ こどもの可能性を広げるためのジェンダーギャップ解消

(3) 途切れることのないこどもへの支援

【これからの方向性】

- ① こども総合支援センター「ほっぷ」と多様な支援がつながる体制づくり
- ② 地域資源の開発

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策

【これからの方向性】

- ① すべてのこどもへの学びの支援
- ② こどもの教育や生活に係る経済的支援
- ③ 生活の安定に資するための支援

(5) 多文化共生の推進

【これからの方向性】

- ① 文化の多様性を認め合う環境の醸成
- ② 外国にルーツのあるこどもへの支援



(6) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【これからの方向性】

- ① 障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくり
- ② 障がいのある子どもの学びの充実
- ③ 慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援

(7) 児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援

【これからの方向性】

- ① 児童虐待防止対策等のさらなる強化
- ② 社会的養育を必要とするこどもへの支援
- ③ ヤングケアラーへの支援

(8) こどもの心身の安全を守る取り組み

【これからの方向性】

- ① こどもの自殺対策
- ② こどもの安全の確保や非行等問題行動の防止
- ③ 青少年健全育成の推進

基本方向 2 ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します

こどもの成長は、その置かれた環境にも大きく関係します。自分らしく社会生活を送ることができるよう、子どもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期などの各ライフステージに応じて、切れ目なく対応し、こどものウェルビーイングを実現します。

令和11年度
(2029年度)

めざす姿

子どもや若者が、さまざまな状況に合わせた支援を受け、人の温かさの中で育つ「未来への育ちを誰もが実感できるまち」となっていると思う市民の割合

目標
70%

(1) 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり～子どもの誕生前から幼児期～

【これからの方向性】

- ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の充実
- ② 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実

(2) 子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～

【これからの方向性】

- ① 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり
- ② すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせる場づくり
- ③ いじめ防止、早期発見
- ④ 不登校の子どもへの支援

(3) 若者が希望を持ち自立・チャレンジできる環境づくり～青年期～

【これからの方向性】

- ① 将来に向かう力を育む支援
- ② 安定した生活を送るための就労支援
- ③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援
- ④ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援



基本方向 3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

保護者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、心身にゆとりをもって、こどもに向き合えるよう安心して子育てができる環境を確保します。

令和11年度
(2029年度)

めざす姿

子育てしやすい環境が整っていると思う市民の割合

目標
70%

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【これからの方向性】

- ① 切れ目のない経済的な負担軽減
- ② 児童の健やかな成長のための手当等の支給
- ③ 子どもの健康を守るための医療費等の負担軽減

(2) 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実

【これからの方向性】

- ① ライフスタイルの多様化に応じた子育て支援の推進
- ② 地域の自主的な子育て支援活動の活性化
- ③ すべての親が安心してできる家庭教育の支援

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【これからの方向性】

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ② 共働き・共育ての推進

(4) ひとり親家庭等への支援

【これからの方向性】

- ① ひとり親家庭等が抱える課題への支援
- ② ひとり親家庭等に対する相談支援の強化
- ③ 親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進

基本方向 4 幼児教育・保育、地域子育て支援の確保と充実を図ります

教育・保育、地域子育て支援のサービスの量の見込みを算定し、これらのサービスの量の見込みやその確保方策について定め、すべての子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。



第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画

認定こども園などの教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み（利用ニーズ）と提供体制の確保に向けた取り組みは以下の通りです。

教育・保育給付の量の見込み及び確保方策

認定区分	対象となる子ども	令和11年度（2029年度）	
		量の見込み	確保方策
1号認定	満3歳から5歳で2号認定以外のもの	1,540人	2,209人 ・認定こども園
2号認定	満3歳から5歳で保護者の就労や疾病などにより保育が必要な子ども	3,521人	3,946人 ・認定こども園 ・保育所
3号認定 (0歳) (1歳) (2歳)	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより保育が必要な子ども	406人	477人 ・認定こども園
		1,079人	1,094人 ・保育所
		1,209人	1,236人 ・小規模保育等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

※量の見込み・確保方策は同じ数値となっています。

事業名	内容	令和11年度（2029年度） 量の見込み・ 確保方策
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	2か所
延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園等において保育を実施する事業	2,200人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童室事業)	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業	4,790人
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童を施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	250人日
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	1,560人
養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を確保する事業 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業	30人 ※数値は養育支援訪問事業のもの
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターやつどいの広場等を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	26,000人回 18か所
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	100,000人日

事業名	内容	令和11年度 (2029年度) 量の見込み・ 確保方策
病児保育事業	病児について、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	9,000人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	800人
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に医学的検査を実施する事業	21,800人回
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	150人
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	充実
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業	560人日/年
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業	15人
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行う事業	14人
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、子育ての情報提供や相談に応じるとともに、必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業	3,250回
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育の必要性を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で認定こども園等を利用可能とする通園制度で、在宅児童及び保護者に保育サービスを提供することで、家庭で過ごすだけでは得られないさまざまな経験を通じて、子どもの育ちを応援する事業	国等の動向を踏まえ実施
産後ケア事業	分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所等において、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業	1,270人日

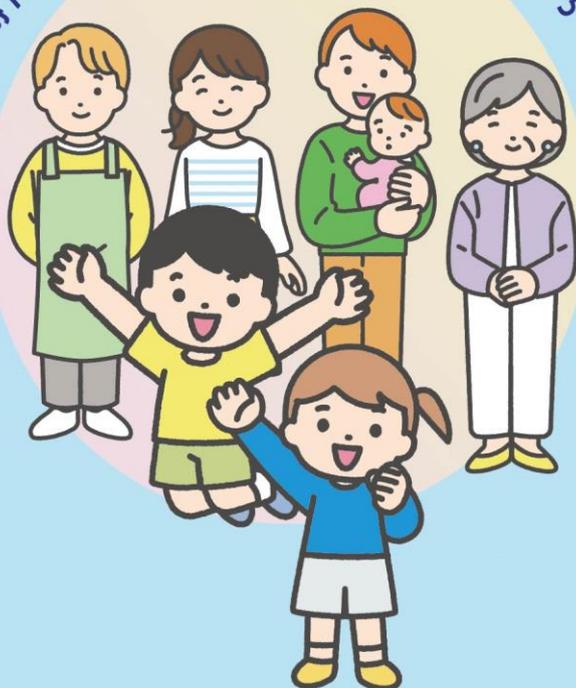
計画推進に向けて

計画の基本理念の実現に向けて、基本的な7つの視点を庁内で横断的にもちながら、庁内各部署が連携するとともに、地域の多様な主体とも連携・協働し、八尾市全体で取り組みを進めます。

また、学識経験者、関係団体・機関の代表者、市民委員等で構成される、八尾市子ども・子育て会議において、進捗状況の把握や、これからの方向性について検討を行います。

基本理念の実現に向けて、すべての市民に対して、計画がより多くの市民に伝わるよう、周知に努め、計画の周知を通じて、子どもの権利が擁護されるようにつなげていきます。

みんなで作る “こどもまんなか” やおのまじ



八尾市こども計画 概要版

発行日 令和7年（2025年）3月

発行者 八尾市こども若者部こども若者政策課

住 所 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電 話 (072) 924-3988 FAX (072) 924-9548

刊行物番号